

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年12月11日(水) 午前10時00分から午前10時19分

2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 18人

会 長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

委 員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員 23番 岩田 英明 委員

24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 6人

3番 福武 勝行 委員 13番 中西 公仁 委員 14番 三宅 勝 委員

18番 白神 博之 委員 21番 矢野 秀典 委員 22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局課長主幹 吉井 正二 事務局主幹 成田 裕次

事務局主幹 中村 英樹 事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小野 政浩

事務局主任 小山 八穂子 事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから12月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>花巻会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和元年12月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は18名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、議席番号8番 石井 守 委員、議席番号9番 菱川 修二 委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小野主任と、小山主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 剣持副主任</p>	<p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>剣持です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて9件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号, 1番から9番について調査票をもとに説明】</p> <p>1番については、申請農地に賃借権の設定がなされており先月保留になっていましたが、合意解約がなされ解約の書類も提出されたため許可との意見でした。</p>

7番については、譲受人の所有農地に違反転用があり、是正がなされるまで保留との意見でした。

その他の案件につきましては別紙調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、7番については保留、その他の案件につきましては調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法 第3条の規定による許可申請について」の9件は、7番については、保留、残す8件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第1号の9件について、7番は保留、残す8件は、許可と決定いたします。

議事を進めます。3頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**
中村主幹

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に2件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

まず、1番につきまして、前回保留となっていた案件ですが、申請人より令和元年12月3日に取り下げ書が提出されました。

次に2番の案件ですが、こちらは特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました2件について、1番は取り下げ、2番は許可意見とのことでした。

許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請は、1番については取り下げが出されました。</p>
	<p>2番については、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、1番は取り下げ、2番は許可と決定します。</p>
	<p>続きまして、4頁をご覧ください。</p>
	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 中村主幹	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p>
	<p>中村です。説明させていただきます。</p>
	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて6件の申請がございました。</p>
	<p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p>
	<p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p>
	<p>今回申請のありました6件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。</p>
	<p>また、許可意見とされた6件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p>
	<p>この6件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p>
	<p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の6件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号の6件は許可と決定します。</p>
	<p>続きまして、6頁をご覧ください。</p>
	<p>議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p>

おそれいます、井上委員、野口委員、田邊委員に係る案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(井上委員、 野口委員、 田邊委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
小山主任

【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から11頁にかけて30件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が12件、使用貸借が18件です。

また、利用期間の更新は16件で、新規は14件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体の仲介によるものが16件、その他は個人です。

面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて77,685㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、30件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた3名の委員に報告いたします。

議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、12頁をお開きください。

議案第5号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
剣持副主任

【 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明 】

剣持です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。

12頁をご覧ください。倉敷西地区で1件の申請がありました。

特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は倉敷市西阿知町新田で、生前、被相続人とは同居しておりました。

申請農地は小溝公園から100m程西にあり、相続人の自宅から20mのところの位置しています。

現地を確認したところ野菜等の作物がつくられ、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

今回の調査内容について倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明では、議案第5号の1件については、承認との意見ですが、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第5号は、承認といたします。

審議案件は、以上です。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局
成田主幹

【報告第1号から第6号について報告・説明】

13頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、13頁から19頁にかけて26件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に20頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、20頁から23頁にかけて15件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に24頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁から47頁にかけて54件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に48頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが48頁から50頁にかけて11件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に51頁をお開きください。

報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、51頁から53頁にかけて18件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、1番から9番につきましては平成29年12月1日付け、10番から17番につきましては平成30年5月1日付け、18番につきましては令和元年10月27日付けでそれぞれ農地中間管理権を取得した農地において、借り手との賃貸借権及び使用貸借権が設定されたものです。

次に54頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが54頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議長

事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号についてはすべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。

以上で、すべての審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

事務局
佐々木次長

【事務局から連絡事項を伝える】
事務局から連絡事項をお伝えします。
・・・・・・・・
(次回総会の日程案内) 以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は1月15日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時 19分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和元年12月11日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員